

ギガシネマ with U-NEXT 利用規約

平成 29 年 11 月 1 日版

株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

(規約の適用)

第1条 ギガシネマ with U-NEXT利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社つなぐネットコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)が提供するギガシネマ with U-NEXT(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されるものとします。

2. 契約者は、本規約に規定なき事項については、ISP会員規約の定めが適用されることに同意するものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、契約者および当社は信義誠実を旨とし、両者協議のうえ解決するものとします。なお、ISP会員規約その他運営会社が別途定めるユーネクストビデオサービス利用規約の内容と本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、当社所定の方法にて通知または公表することにより、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、変更後の規約が適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 対象ISPサービス	当社が指定する以下のインターネット接続サービス ① UCOM光 レジデンス ただし、別途当社の指定する提供タイプ、仕様に該当する場合は除外する ②当社が指定する協定事業者が提供するインターネット接続サービス
2 ISP会員規約	対象ISP会員が、対象ISPサービスの提供を受けるための規約又はその契約の総称
3 対象ISP会員	対象ISPサービスのISP会員規約に基づく契約を締結している者
4 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
5 契約者	当社と加入契約を締結している者
6 U-NEXT映像サービス	運営会社が提供する料金表記載のサービスの総称
7 クーポン	U-NEXT映像サービスにおいて、特定の作品の視聴や、一定の期間の視聴等、特典の利用に用いる電子クーポン
8 ポイント	U-NEXT映像サービスの「ペイ・パー・ビューサービス」により用意されたコンテンツの購入等に利用可能なポイント。
9 運営会社	U-NEXT映像サービスを運営する料金表記載の事業者
10 プラットフォーム	U-NEXT映像サービスを利用するために運営会社が構築する設備一式
11 ユーネクストビデオサービス利用規約	U-NEXT映像サービスの利用に関して運営会社が以下のURLに定める利用規約のうち「ユーネクストビデオサービス利用規約」を指す。 http://pc.unext.jp/terms/
12 個別規定	本サービスの利用に関して、当社が別途定める規定
13 個人情報	個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他

	の記述、または個人別につけられた番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によって当該個人を容易に識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含みます。)
14 ペイ・パー・ビューサービス	U-NEXT映像サービスにおいて、契約者が購入できるサービスで、購入後、それぞれに定められた期間中視聴可能となる映像配信サービス

(サービスの提供)

第4条 当社は、対象ISP会員を対象に、本規約に基づき本サービスを提供するものとします。但し、別途当社が対象外と定める場合にはこの限りではありません。

(サービスの種類)

第5条 当社は、本サービスとして料金表に規定する種類のサービスを提供するものとします。

(加入契約の単位)

第6条 当社は、対象ISP会員ごとに1つの加入契約を締結します。この場合、契約者は個人とし、1つの加入契約につき1人に限ります。

(加入契約の申し込み)

第7条 加入契約の申し込みは、本規約ならびに運営会社が別途定める「ユーネクストビデオサービス利用規約」を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

2. 加入契約の申込者(以下「契約申込者」といいます。)が20歳未満の個人である場合には、加入契約の申し込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、本規約に定める契約申込者の義務につき、契約申込者と連帯して保証するものとします。なお、20歳未満の個人が契約者として本サービスを利用する場合、サービスの種類、オプションの利用等につき、当社または運営会社にて一定の制限が行う場合があります。

(加入契約申し込みの承諾)

第8条 当社は、加入契約の申し込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾し、当該申し込みを承諾するときは、当社所定の方法により契約申込者に通知します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2. 当社は、契約申込者が次の各号に定める事項に該当する場合、その他当社が定める基準により加入契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 18歳未満である場合。
- (2) 「ユーネクストビデオサービス利用規約」の定め反する場合。
- (3) 契約申込者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人(以下、「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。

3. 当社は、前項の規定により、加入契約の申し込みを承諾しないときは、契約申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(提供開始日)

第9条 本サービスの提供開始日は、当社が前条により加入契約の申し込みを承諾した日とします。

(契約事項の変更等)

第10条 契約者は、本サービスの申し込み時、または申し込み時の契約内容(氏名、連絡先等)に変更があった場合、対象ISP会員契約の登録情報を変更していただく場合があります。

2. 加入契約の契約者と、本サービス内のU-NEXT映像サービスの契約者は同一であり、一方のみの契約者情報を変更することはできません。万一、双方の契約者情報に差異がある場合、加入契約の契約者情報を優先して取り扱います。

(コースの変更)

第11条 契約者は、当社が指定する方法により、本サービスのコースを変更することができるものとします。

2. 「UCOM光無料特典コース」から「月額見放題コース」への変更を行う場合は以下の通りとします。
 - (1) 契約者が、前項に定める方法により、「UCOM光無料特典コース」から「月額見放題コース」へのコース変更に関する手続きを行った場合、手続きが完了した日の翌日から「月額見放題コース」のサービスを利用することができます。
 - (2) 前号に定めるコース変更を行う場合、「月額見放題コース」の月額利用料は、変更手続きが完了した日の属する月の翌月 1 日より適用されるものとします。ただし、当該コース変更を行った日の前月中で「月額見放題コース」を利用していた場合、前号に定めるコース変更後の「月額見放題コース」の月額利用料は、変更手続きが完了した日の属する月の1日より適用されるものとします。なお、「月額見放題コース」の提供開始した月と「UCOM 光無料特典コース」に変更した月が同月だった場合は、当該月について「月額見放題コース」の月額利用料を適用されるものとします。
3. 「月額見放題コース」から「UCOM光無料特典コース」への変更を行う場合は以下の通りとします。
 - (1) 契約者は、第 1 項に定める方法により、「月額見放題コース」から「UCOM 光無料特典コース」への変更に関する手続きを行った場合、手続きが完了した翌月 1 日より「UCOM 光無料特典コース」のサービスを利用することができます。
 - (2) 前号に定めるコース変更を行う場合、「UCOM 光無料特典コース」の月額利用料は変更手続きが完了した日の属する月の翌月1日より適用されるものとします。
4. 「月額見放題コース」から「UCOM光無料特典コース」に変更した場合、同一月内に再度「月額見放題コース」に変更することはできません。

(利用権の譲渡)

第12条 当社は契約者が対象ISP会員の利用権 (ISP会員規約に基づいて対象ISPサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)を譲渡した場合、譲渡を行った日の属する月の末日

にて、当社は加入契約を解除します。対象ISP会員の利用権の譲受人が本サービスを利用する場合、新たに加入契約への申し込みが必要になります。

2. 契約者が対象ISP会員の利用権を譲渡した月の本サービスに係る利用料その他残債権は、対象ISP会員の利用権の譲受人にて、負担していただきます。

(契約者が行う加入契約の解除)

第13条 契約者は、加入契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により当社に通知していただきます。

2. 前項による当社への通知があったものについては当該通知のあった月の末日にて加入契約が解除されるものとし、これにより「ユーネクストビデオサービス利用規約」に基づく運営会社との契約も解除されます。
3. 契約者において、「ユーネクスト利用規約」に基づく運営会社との契約のみを解除することはできません。その場合、第1項に基づき、加入契約を解除していただきます。

(当社が行う加入契約の解除)

第14条 当社は、第17条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した際に、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったときは、その加入契約を解除することがあります。

2. 当社は、契約者が第17条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその加入契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者が第26条（契約者の義務）に違反する行為を行った場合、とくに当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することがあります。
4. 当社は、契約者に対し第18条（是正措置）を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めるときは、何らの催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することがあります。
5. 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合にその加入契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。
 - (2) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
 - (3) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
 - (4) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (5) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知らせるおそれのある言動、態様をした場合。
6. 前5項の定めその他の事由により、当社が加入契約を解除した場合、あわせて「ユーネクスト利用規約」に基づく運営会社との契約も自動的に解除されることを契約者は合意します。

(解約後の措置)

- 第15条** 契約者は、理由の如何を問わず加入契約が終了した場合、契約者が当社に対して既に支払った料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。
2. 契約者は、理由の如何を問わず加入契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、契約者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

(利用制限)

- 第16条** 当社は、次の場合には、契約者による本サービスの利用を制限することがあります。
- (1) 第26条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めた場合。
 - (2) 運営会社が必要と判断した場合。
 - (3) 当社が別途定める個別規定に定めがある場合。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を制限するときは、原則としてそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第17条** 当社は、次の場合には、当該契約者に係る本サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (2) 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき。
 - (3) ISP会員規約の規定に違反すると当社が判断したとき。
 - (4) 「ユネクストビデオサービス利用規約」の規定に違反すると当社または運営会社が判断したとき。
 - (5) 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (6) 民事再生手続、破産等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (7) 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (8) 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から契約者に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (9) 死亡したとき。
 - (10) 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
 - (11) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。
 - (12) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - (13) 料金その他の債務の決済に使用するクレジットカードの利用が認められないとき。
 - (14) 加入契約に関して虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (15) 第26条(契約者の義務)に違反する行為を行ったと当社が認めたとき。
 - (16) 前各号のほか、本規約および個別規定の規定に反する行為であって、本サービスに関する

当社の義務の遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をしたとき。

(17) 前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、当社が不相当と判断したとき。

2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(是正措置)

第18条 当社は、当社において、契約者が第26条(契約者の義務)に違反する行為を行ったと認めるときは、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

(債権譲渡)

第19条 契約者は、運営会社が契約者との間で締結する「ユーネクストビデオサービス利用規約」に基づくU-NEXT映像サービスおよびペイ・パー・ビューサービスに関する本サービス提供開始日から終了日までに生じる運営会社の債権(付随する債権を含む)の全部(以下、当社から見て「譲渡債権」、契約者から見て「譲渡債務」といいます。)が当社に対して譲渡されることを予め合意するものとします。なお、当該債権譲渡は運営会社が当該契約者に対する譲渡債権を取得した時点で、その都度行われるものとします。

(料金等の支払い義務)

第20条 契約者は、第19条(債権譲渡)にて規定された譲渡債務の料金を当社に対し支払うものとします。

(料金の支払い方法)

第21条 契約者は、譲渡債務の料金を当社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払いにより行うものとします。なお、対象ISPサービスに係る料金をクレジットカードにより支払っている場合、譲渡債務の支払いに要する当該クレジットカードは、対象ISPサービスの料金支払いに要するものと同じカードを使用するものとします。

2. 契約者は、当社が前条に定める料金の請求業務を、第三者に委託する場合があることにつき、あらかじめ同意いただきます。

(割増金および遅延損害金)

第22条 契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

2. 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から完済日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

(当社による権利譲渡)

第23条 当社は、契約者に対する料金その他の債権の全部または一部(第19条(債権譲渡)に定める

債権を含む)を第三者に譲渡することがあります。

2. 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその契約者に対して通知します。

(免責)

第24条 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

2. 当社が本サービスに関連して提供するweb上の受付システム、その他登録情報の管理システムに関して、端末機器、システム、通信環境等の不具合により、申し込み、変更、その他の決定事項が当該システム内、および契約内容に反映できなかった場合、当社はこれらの事象により、契約者およびその他の第三者が被った損害につき、一切責任を負わないものとします。
3. 本サービスを通じて運営会社が提供するU-NEXT映像サービス、その他のサービスについて、端末機器、システム、通信環境等の不具合、その他運営会社の事由、それ以外の事由により、正常な利用ができない場合、「ユーネクストビデオサービス利用規約」の定めを適用するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 前各項に定めるほか、天災地変その他の不可抗力により、本サービスが提供できない場合「ユーネクストビデオサービス利用規約」の定めを適用するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

(契約者への通知)

第25条 当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、契約者に随時必要な事項を通知するものとします。

(契約者の義務)

第26条 契約者は、次の各号に定める事項を遵守していただきます。

- (1) 当社が本サービスを利用するために契約者に対し付与するID、パスワード、およびクーポンについては、自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者への開示、公表、譲渡、貸与、売買その他の不正使用を行ってはならないものとします。当社は、本サービスにより当該ID、パスワード、クーポンが使用された場合、これを付与された契約者が使用したものとみなし、契約者その他の第三者の被った損害につき、当社は一切責任を負わないものとする。なお、各種ID、パスワード等の盗難または第三者による不正使用の事実を知った場合、契約者は直ちにその旨を当社に連絡するものとします。
- (2) 本サービスの利用にあたって次の行為を行わないこと。
 - ア 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
 - イ 他人になりすまして本サービスを利用する行為
 - ウ 上記アからイに該当する行為であると認定しえなくとも、行為の実質・態様・全体的印象などを当社において総合的に判断した結果、それらの行為に順ずるもの、あるいはそれらの行為に類似するものであると当社が認めた行為
 - エ その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

2. 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問い合わせまたはクレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用により、これらを処理解決するものとします。
3. 契約者は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問またはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用により、処理解決するものとします。
4. 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合(契約者が本条の規定を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合を含みます。)は、自己の責任と費用により、その損害を賠償するものとします。

(個人情報等の取り扱い)

第27条 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報であつて、氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、契約者が利用するサービスの契約情報を含み、前条に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。)を、本サービスの提供に利用するほか、別途当社が個人情報保護方針として定める利用目的(以下「利用目的」といいます。)に記載の範囲で利用します。

2. 当社は、利用目的のほか、次の場合に限り、個人情報等を第三者に提供いたします。なお、本条に定める範囲以外への個人情報等の提供により、個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)の定めに基づく第三者への提供の停止の請求を受けた場合には、当社は同法の定めに従い誠実に対応します。
 - (1) 本人の同意を得て個人情報等を利用するとき。
 - (2) 個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)の定めに基づき、利用するとき。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第百三十一号)、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)、その他法令に基づき、当該法令に定められた範囲にて、個人情報等を利用または提供することがあります。

(合意管轄)

第28条 契約者と当社との間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

第29条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項(個別規定を含みます。)については、当社は閲覧に供します。

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成25年2月14日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改訂規定は、平成25年9月9日から実施します。
- 2 第3条(用語の定義)のISPサービスに、「UCOM光 レジデンス」を追加しました。
- 3 第7条(加入契約の申し込み)に2項を追加しました。
- 4 第8条(加入契約申し込みの承諾)の2項(1)を変更しました。
- 5 第19条(債権譲渡)の文言を変更しました。
- 6 第21条(料金の支払い方法)の文言を変更しました。
- 7 第23条(当社による権利譲渡)の文言を変更しました。
- 8 第27条(個人情報の取扱い)の文言を変更しました。
- 9 料金表 5(本サービスの種類)①UCOM無料特典コース 内容1を変更しました

附則

(実施期日)

- 1 この改訂規定は、平成26年2月1日から実施します。

(料金表)

- 2 料金表3(消費税相当額の加算)の文言を変更しました。
- 3 料金額を税別表記にしました。

附則

(実施期日)

- 1 この改訂規定は、平成26年4月1日から実施します。

(料金表)

- 2 料金表3(本サービスの種類)の文言を変更しました。

附則

(実施期日)

- 1 この改訂規定は、平成26年8月1日から実施します。

(コース変更)

- 2 第11条の文言を変更しました。

(料金表)

- 3 料金表5(本サービスの種類)の文言を変更しました。

附則

(実施期日)

- 1 この改訂規定は、平成27年6月1日から実施します。

- 2 第3条(用語の定義)の「ギフトコード」を「クーポン」に変更し、「ペイ・パー・ビューサービス」を追加しました。
- 3 第26条(契約者の義務)第一項一号の文言を変更しました。
- 4 料金表 5(本サービスの種類)①UCOM光無料特典コースの文言を変更しました。

附則

(実施期日)

- 1 この改訂規定は、平成28年3月8日から実施します。
- 2 平成28年3月8日付にてISPサービスに定義する「spaaqs光」(以下、譲渡サービスといいます。)のインターネット接続サービス事業を事業譲渡したことにより、第3条(用語の定義)の文言を変更しました。
- 3 譲渡サービスの対象ISP会員の「UCOM光無料特典コース」から「月額見放題コース」へのコース変更の受付は、平成28年3月7日に終了致しました。
- 4 譲渡サービスの対象ISP会員の加入契約申し込み受付は、平成28年3月31日付で終了致します。

附則

(実施期日)

- 1 本改訂規定は、平成28年5月1日から実施します。
- 2 第3条(用語の定義)の1 対象ISPサービスの文言を変更しました。
- 3 第4条(サービスの提供)の文言を変更しました。

附則

(実施期日)

- 1 本改訂規定は、平成28年12月1日から実施します。
- 2 第3条(用語の定義)の1 対象ISPサービスの文言を変更しました。
- 3 第7条(加入契約の申し込み)の文言を変更しました。
- 4 第11条(コース変更)の文言を変更しました。

附則

(実施期日)

- 1 本改訂規定は、平成29年4月3日から実施します。
- 2 第3条(用語の定義)の1 対象プランの文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。

(吸収分割)

- 2 平成29年11月1日にて、吸収分割によりアルテリア・ネットワークス株式会社から株式会社つなぐネットコミュニケーションズへ、対象ISPサービスおよびこれに付随するサービス(本サービスを含む)に係る事業が承継されました。これに伴い、関連する文言を変更しました。

料金表

(料金の計算方法)

- 1 譲渡債権に係る料金の計算方法は、「ユーネクストビデオサービス利用規約」の定めに従って計算されます。
- 2 「ユーネクストビデオサービス利用規約」の定めにかかわらず、当社は譲渡債権の請求につき、課金対象月の翌々月末日にて行うものとします。

(消費税相当額の加算)

- 3 本規約により料金その他の債務の支払いを要するとされている額は、料金表に定めるものとし、消費税相当額を加算した額を請求するものとします。なお、消費税の税率に変動があった場合には変動後の税率を適用し加算します。

(運営会社の表示)

- 4 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 3-35-2
株式会社 U-NEXT

(本サービスの種類)

- 5 本サービスには、次の種類があります。

① UCOM光無料特典コース	U-NEXT映像サービス 利用料: 無料
内容	
1 U-NEXT映像サービスの「ビデオ見放題サービス」のコンテンツを無料で24時間視聴出来るクーポン(以下「1日見放題クーポン」といいます。)を当社から毎月5日間分付与します。	
2 1日見放題クーポンは、当コース提供期間中の毎月1日に付与します。	
3 U-NEXT映像サービスの「ペイ・パー・ビューサービス」により用意されたコンテンツを、都度課金により利用することが可能です。	
② 月額見放題コース	U-NEXT映像サービス 利用料: ユーネクストビデオサービス利用規約 別表に規定する「ビデオ見放題サービス 月額利用料」
内容	
1 U-NEXT 映像サービスの「ビデオ見放題プラン」に用意されたコンテンツを、毎日利用することができます。	
2 U-NEXT 映像サービスの「ペイ・パー・ビューサービス」として用意されたコンテンツを、都度課金により利用することが可能です。	

※上記のほか、キャンペーンにてクーポンを付与することがあります。

※ポイントの購入を希望する場合は、運営会社より当該ポイントを購入することができます。

※「ユーネクストビデオサービス利用規約」とは、運営会社の定める以下の規約を指します。

これらの規約により運営会社はU-NEXT映像サービスを契約者に提供します。

・「ユーネクストビデオサービス利用規約」

※Cookies等属性情報について

運営会社は、U-NEXT映像サービスにおいて以下各号の目的のため、Cookie または ActiveX 等により契約者および契約者が認める視聴者の情報およびアクセス履歴等の属性情報を使用します。

- (1)各番組を円滑に提供するため
- (2)契約者および契約者が認める視聴者の興味、嗜好等の属性情報に基づき、U-NEXT映像サービスにおいて、バナー広告または動画広告等の送信、表示等を含む様々な方法により、当社または第三者の商品・サービスの広告宣伝行為を行うため
- (3)U-NEXT映像サービスの視聴者数または通信のトラフィック量を調査するため
- (4)契約者および契約者が認める視聴者が視聴手続きした情報に基づき、本サービスを簡単に利用し、当社からの情報の伝達を容易に行うため
- (5)U-NEXT映像サービスの番組またはサービス内容等を改善するため

③ プログラムガイド	U-NEXT映像サービス 利用料：ユーネクストビデオサービス利用規約 別表に規定する「プログラムガイド 定期購読料」
<p>内容</p> <ol style="list-style-type: none">1 U-NEXT 映像サービスで視聴可能な番組等をご案内する月刊誌の定期購読サービスです。2 プログラムガイドの購入には、「UCOM 光無料特典コース」もしくは「月額見放題コース」のいずれかにご加入いただく必要があります。3 プログラムガイドはお申し込みいただいた月の翌月からの発送および、課金開始となります。4 プログラムガイドはお申し込みいただいた月の翌月より、その翌月号が送付されます。 例：2月にプログラムガイドをお申し込み →3月に4月号が届く5 プログラムガイドの送付先住所は、契約者が本サービスに登録した住所と同一とします。6 プログラムガイドを解約される場合、解約をお申し込みいただいた月の利用料までが課金されます。	

以上